

精神障害に基づく障害年金受給者の貧困回避に 必要な年金額とその就業率への影響¹

山田 篤裕

慶應義塾大学経済学部教授

百瀬 優

明治学院大学社会学部教授

【記事情報】

掲載誌：年金研究 No.29 pp. 1-22 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2026年5月19日

掲載ホームページ：<https://www.nensoken.or.jp/publication/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2025年9月12日 論文採択日：2026年4月28日

DOI：https://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu.29.0_1

要旨

1990年代以降、精神障害に基づく障害年金受給者が増加している。障害年金受給者の中でも、精神障害による受給者、とくに障害の程度が最も軽いとされる厚生年金3級の精神障害の受給者は貧困に陥りやすく、生活保護受給率も高くなっている。本稿では、3時点（2009、2014、2019年）の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1) 年金額、本人属性、世帯属性を統御しても、精神障害による障害年金受給者は、他の障害種別の受給者に比べて、生活保護併給率が高いこと、(2) 生活保護併給率が高くなる

¹ 【謝辞】本稿は令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究（21AA2008）」報告書を基に、冗長な実証結果を整理した上、政策含意を加筆したものである。当該事業の一環として厚生労働省「障害年金受給者実態調査」調査票情報の利用が認められた。本論文の草稿は2025年5月18日に社会政策学会第150回春季大会（東京都立大学開催）にて報告された。調査票情報提供にご協力いただいた関係者各位、また学会において丁寧なコメントを頂戴した先生方および本稿改訂のための貴重なコメントを頂戴した2名の査読者に深く御礼申し上げる。なお本稿の図表等の数値は筆者らが独自に集計したものであり、公表値とは必ずしも一致しない。

2つの理由、すなわち治療・療養・介助費用が高いことと就労制約が大きいことのうち、後者が主な理由である可能性の高いこと、(3)年金給付水準引上げにより就業率が低下する可能性があるため、精神障害に基づく障害年金受給者の貧困リスク低減には就労支援も重要であること、を明らかにした。

1 はじめに

日本の人口当たりの障害年金受給者数は欧米諸国に比べて少ない。それでも1990年代以降、障害年金受給者は増加している。その背景として人口構成の変化とは別個に生じた、精神障害や知的障害に基づく障害年金受給者の増加がある(百瀬2014; 百瀬2022)。

一方、障害等により手助けや見守りを要する人(要介助障害者)の貧困リスクはそうでない人より2倍高い。しかも本人の就労所得(稼得収入)がない場合、年金受給者であっても他の世帯員の所得だけでは貧困リスクを十分に回避できていない(山田他2015)。障害年金受給者の場合、精神障害に基づく受給者が貧困に陥りやすい。とくに、障害の程度が最も軽いとされる厚生年金3級の受給者でその傾向が顕著である。その背景として、まだ精神障害に基づく障害年金受給者が少なかった1985年当時、就労者が多いという理由で厚生年金3級の給付水準だけが大幅に削減されたことが挙げられる(百瀬・大津2020)。

では、年金額を引き上げれば、精神障害に基づく障害年金受給者の貧困リスクは軽減されるのであろうか。

本稿では、3時点(2009、2014、2019年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)年金額、本人属性、世帯属性を統御した場合に、他の障害種別の受給者に比べて、生活保護併給率がどの程度高いのかを確認し、(2)生活水準法と実態費用法(後述)を援用して、生活保護併給率が高くなる2つの理由、すなわち治療・療養・介助費用が高いことと就労制約が大きいこと、どちらの理由が主であるか検討した後、(3)貧困リスクを回避できるよう年金水準を引き上げた場合、どれほど就業率に影響が及ぶのか推計し、政策含意を得ることを目的とする。

2 先行研究

障害に伴う費用の推計方法はいくつか存在するが、イギリスにおける研究に基づく3つに分類可能とされる(Zaidi and Burchardt 2005)。

第一の方法は実際に使用された財・サービス費用を障害者へのインタビュー調査により直接把握する方法である(以下、「実態費用法」と略記)。しかし財・サービスのそもそもの入手が困難であったり、所得が低かったりすることによって財・サービスへの支出が制約されている場合、正確な費用推計はできない。

第二の方法は、特定の消費支出項目(交通費、光熱費等)に着目し、所得を統御した上で、障害者と非障害者の当該支出額の差を推定し、それを障害に伴う費用と

する方法である。しかし、所得とは無関係にそうした特定支出を保障する障害給付がある場合、障害者の当該支出額に上方バイアスが生じるため、やはり正確な費用推計はできない。また着目した特定の支出項目以外について、障害者と非障害者との間に支出額に差がある可能性も捨象されている。

これらの問題を克服する第三の方法が、生活水準法（Standard of Living Approach：以下、「SoL 法」と略記）と呼ばれるものである。SoL 法は障害者のいる世帯が、障害者のいない世帯と同じ生活水準を達成するために必要な追加的所得を求める手法である。生活水準の代理指標は、先行研究によってまちまちであり、貯蓄の有無、物質的剥奪スコア類似の耐久消費財保有状況、家計状況の主観的評価などが用いられている（e.g. Zaidi and Burchardt 2005; Cullinan et al. 2013; Morris et al. 2022）。

体系的な文献サーベイに基づくと、障害に伴う費用の推計方法としては、第三の SoL 法に依拠している研究が最も多い（Mitra et al. 2017）。SoL 法の前提は所与の所得の下、障害の発生により追加的ニードが発生している場合に生活水準の低下が生じるというものである。この生活水準の低下は、限られた所得を障害に関連する財・サービスに配分することに起因する。したがって、障害に伴う費用は、SoL 法では障害者のいない同等の世帯と同じ生活水準を達成するため、障害者のいる世帯で必要とされる追加的な所得として定義できる（Zaidi and Burchardt 2005）。

SoL 法の利点は、障害に伴う費用がなぜ生じたのか、あるいはその費用について特定化する必要がないことにある。つまり「障害に伴う費用とは何か」という専門家の判断、あるいは当事者の判断は不要となる（Cullinan et al. 2013）。

一般に SoL 法を用いた研究では、次式を推定し、障害に伴う費用を推定する（Morris et al. 2022）。

$$S = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{所得}) + \gamma \cdot \text{障害の有無ダミー} + \delta \cdot \text{世帯属性ダミー} + \text{誤差項}$$

被説明変数 S は直接には観測できない生活水準を表す代理指標である。この代理指標は障害の有無に関係なく選好される財・サービスから構成される必要がある。さらに普遍的に評価される機能（例えば、暖かい、安心する、楽しませるなど）に近く、また特定の消費形態から離れているほど良い指標とされる（Zaidi and Burchardt 2005）。上述のように先行研究では貯蓄の有無、耐久消費財保有状況、家計状況の主観的評価など、研究によりさまざまな指標が用いられてきた。

所得の上昇に伴い、生活水準は上昇する（したがって β は正の値）。しかし障害に伴う費用があるため、同じ所得かつ世帯属性が同じでも、達成される生活水準は低くなる（したがって γ は負の値）。それゆえ、今の所得より何%上昇したら達成される生活水準が同じになるか、という意味での「障害に伴う費用」は、 $d \text{ 所得} / d \text{ 障害} = -\gamma / \beta$ により求めることができる。

本稿ではこの SoL 法を応用し、他の障害種別と比較した場合の精神障害に基づく障害年金受給者の追加的費用を推定する。具体的には、生活水準の代理指標として

生活保護併給の有無を用いて、他の障害種別の障害年金受給者と同様の生活保護受給率となるために、精神障害に基づく障害年金受給者の年金額をどれほど引き上げる必要があるのか計測する。また、実態費用法を用い、障害に伴い発生した直接的費用である、治療・療養・介助費用についても、制度・障害等級ごと、あるいは精神障害の有無により相違するのか計測する。そのうえで、障害年金額を引き上げた場合、就業率にどのような影響が及ぶのかも推計する。

3 データおよび分析枠組

3.1 データ

使用するのは厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の3時点（2009年、2014年、2019年）の個票である。この調査は、国民年金と厚生年金保険の障害年金の受給者を対象としている。3時点とも調査客体数は2万3千人で回答率は7割である。調査から得られる事項以外に、個票データには日本年金機構が保有する業務上のデータ等から得られる情報（制度、障害等級、傷病名、年金額等）も補完されている。

本稿で用いる、制度・障害等級の定義は表1に示すとおりである。

表1 制度・障害等級の定義

障害等級		定義
国民年金	1級	1級の障害基礎年金を受給している者であって障害厚生年金を受給していない者
	2級	2級の障害基礎年金を受給している者であって障害厚生年金を受給していない者
厚生年金	1級	1級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者
	2級	2級の障害厚生年金と障害基礎年金を受給している者
	3級	3級の障害厚生年金を受給している者

注：それぞれ1985年改正以前（旧法）の受給者を含む。

3.2 分析枠組

本稿ではSoL法を応用し、直接には観測できない生活水準の代理指標として、生活保護併給の有無を用いる。生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを活用し、また民法の扶養義務者による扶養、および他法による給付を受けた上でもなお最低限度の生活が営めない場合に、受給可能となる。したがって、障害年金受給者が生活保護を併給していないことをもって、一定以上の生活水準を送っていることの代理指標とみなしても差し支えないであろう。もっともこれは生活保護を併給していない障害年金受給者が全員、貧困リスクを完全に回避できていることを主張するものではない。

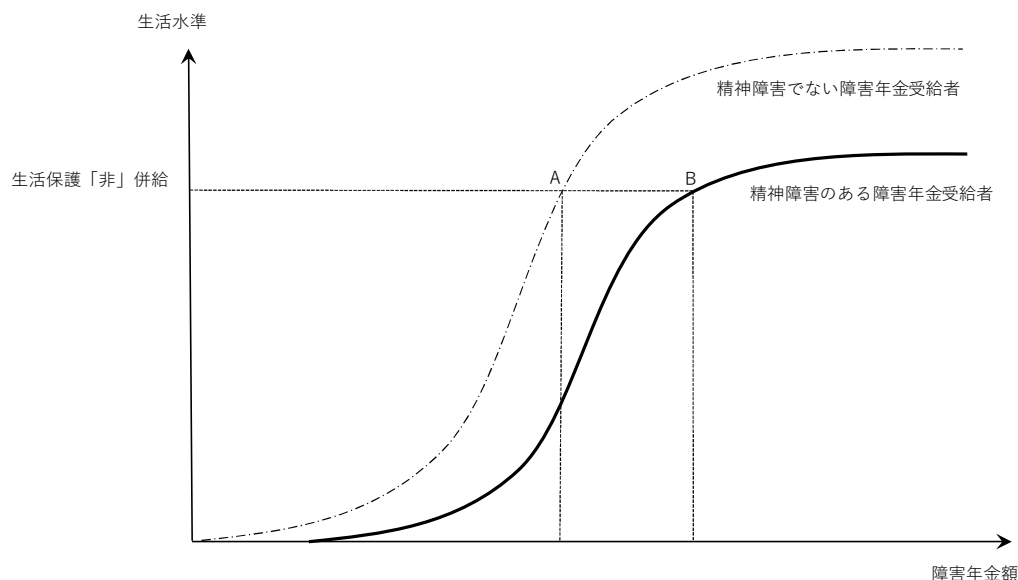
またSoL法では障害に伴う逸失稼得収入、家族介護などの機会費用発生を捨象している点が限界とされる（Zaidi and Burchardt 2005）。そこで本稿では、障害に伴う逸失稼得収入を明示的に取り扱うため、SoL法で一般に用いられる稼得収入を含む所得額の代わりに、稼得収入を含まない障害年金額を用いる。これによって、逸

失稼得収入を含む（他の障害と比べた）精神障害に伴う費用を推計する。

以上の関係を示すと、図1のような関係を想定することになる。すなわち障害年金額が増加すれば、生活保護を併給するような生活水準を超え、一定程度、貧困リスクは回避可能となる。

しかし、精神障害に伴う逸失稼得収入や医療・介助費用が、他の障害種別よりも大きい場合、生活保護を併給しないような生活水準を超えるには、より高い障害年金額が必要となる。その結果、図1で示されるように、生活水準と障害年金額の間数は、精神障害でない障害年金受給者（破線）より、精神障害のある障害年金受給者（実線）の方が下に位置する可能性がある。

図1 SoL法を援用した「精神障害」による障害年金受給者の生活保護「非」併給
になるために追加的に必要な年金額の推計方法



出典：Zaidi and Burchardt (2005)、Morris and Zaidi (2020) および Morris et al. (2022) に
基づき本稿用に改変。

ここで、精神障害に伴う追加費用は $B-A$ である。次式を Logit Model で推計し、生活保護を併給しないためには、精神障害に基づく障害年金額を少なくとも何%増額しなければならないか、Morris et al. (2022) に倣い、推定された障害年金額（対数²）の係数 β と精神障害の有無ダミーの係数 γ に基づき、「 $-\gamma/\beta \times 100\%$ 」を計

² 一般に所得分布は左右対称でなく、右裾を引く形状となる。理論的にも各種能力が「正規分布」に従うなら、所得分布は右裾を引く形状、すなわち「対数正規分布」に従う (Roy 1951)。そのため、推計においてもしばしば対数変換が行われる。障害も各種能力の一つであり、障害年金の一定割合が（従前）所得で決まるなら、障害年金額の分布も右裾を引く形状となることが予想される。実際、障害年金制度上、定額部分や最低保障額があるとはいえ、厚生労働省「年金制度基礎調査（障害年金受給者実態調査）令和元年」の「集計結果の概要」（第 II-4 図および第 II-5 図）や当該調査の第 1 表「性別・制度別・障害等級別・年齢月階級別・年金月額階級別

算することで定量的に把握する。ここで P_i は個人 i の生活保護「非」併給となる確率を表す。

$$\ln(P_i/(1-P_i)) = \alpha + \beta \cdot \ln(\text{障害年金額}_i) + \gamma \cdot \text{精神障害の有無ダミー}_i + \delta \cdot \text{個人属性}_i + \zeta \cdot \text{世帯属性ダミー}_i + \text{誤差項}$$

個人属性および世帯属性を統御するための説明変数として、性別、年齢、配偶状況、世帯員数、18歳未満の子の数、本人以外の就労者数を投入した。「性別」は男性を基準とし、女性である場合を1とおくダミー変数である。「年齢」は調査時点の年齢を表す連続変数である。「配偶状況」は無配偶である場合を基準とし、有配偶である場合を1とおくダミー変数である。「世帯員数」は単身世帯である場合を基準とし、世帯員数2人、3人、4人、5人、6人以上である場合を各々1とおくダミー変数である。「18歳未満の子の数」は、18歳未満の子がいない場合を基準として、18歳未満の子の数が1人、2人、3人以上である場合を各々1とおくダミー変数である。「本人以外の就労者数」は0人である場合を基準として、1人、2人、3人である場合を各々1とおくダミー変数である。

推計は制度・障害等級ごと・65歳未満・以上別に行った。その理由は制度・障害等級ごとに、定額部分、報酬比例部分、最低保障額など、給付額の算定方法に相違があり、また高年齢者雇用安定法の雇用確保措置により65歳を境に雇用環境には差異があり、この相違により各説明変数の生活保護「非」併給確率に対する影響は、制度・障害等級ごとに、および65歳未満・以上の別で異なってくる可能性があるからである。

また生活保護併給率が高くなる理由は、精神障害による就労制約がもたらす逸失稼得費用が大きいこと以外に、精神障害による治療・療養・介助などの直接費用が高いことによる可能性もある。そこで、別途、障害に伴う直接費用の中、1か月間にかかった治療・療養・介助費用（食費を除く）について、制度・障害等級や精神障害の有無によってどのように異なるのかも実態費用法により計測する。

この実態費用法による直接費用の推計により、他の障害と比べ、精神障害の場合の治療・療養・介助費用が異なることを確認できないなら、SoL法により測定された精神障害に伴う費用の大部分は、(他の障害と比べた)精神障害に伴う逸失稼得収入の大きさによるものと判断できる。

さらに、逸失稼得収入あるいは直接費用を賄うため、精神障害を伴う障害年金受給者の年金額を引き上げたところで、就業率が低下し稼得収入が途絶するなら、生

受給者数／受給者割合」 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450411&tstat=000001021991&cycle=7&tclass1=000001148446&tclass2val=0>) の度数分布に示されるように、制度・等級別にみても、右裾を引く分布形状となっている。もっとも障害基礎年金については、定額給付に加算が付く制度設計となっているため、右裾を引く分布とはいえ、理論的に対数正規分布になることは約束されず、ここでの対数変換は Morris et al. (2022) に倣うための、便宜的な変換である。

活保護の併給率は想定通りには下がらない可能性もある。そこで、障害年金額を引き上げた場合の就業率の変化についても推定する。

4 分析結果

4.1 精神障害に基づく障害年金受給者と生活保護併給率

表2は制度・障害等級別に精神・知的障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率を全体と比較したものである。知的障害に基づく厚生年金受給者については該当サンプルが存在しない、もしくは1サンプルしか存在しないため示していない(以下同じ)。

制度・障害等級別にみると、2019年に生活保護併給率は、国民年金1級で5%、2級で11%、厚生年金1級で2%、2級で5%、3級で7%となっている。厚生労働省「被保護者調査(2019年度確定値)」の保護率(生活保護受給率)は1.6%なので、障害年金受給者の生活保護併給率は高い。

精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は、2019年時点で障害年金受給者全体と比較し、さらに3~5%ポイントほど高い。とくに精神障害に基づく厚生年金3級の生活保護併給率は12%であり、障害年金受給者全体と比較して5%ポイントも高い。一方、知的障害に基づく障害年金(国民年金)受給者の生活保護併給率は障害年金受給者全体と比較して低い傾向にある。

表2 障害年金受給者の生活保護併給率(制度・障害等級・障害種別、%)

制度・障害等級	調査年	全体	精神障害		知的障害	
		(R _a)	(R _p)	差 (R _p -R _a)	(R _i)	差 (R _i -R _a)
国民年金1級	2009	4.7	6.7	2.0	4.6	-0.1
	2014	3.9	6.1	2.2	2.6	-1.4
	2019	4.9	8.2	3.3	3.9	-1.0
国民年金2級	2009	8.6	11.6	3.0	7.9	-0.7
	2014	9.3	13.4	4.1	8.5	-0.8
	2019	10.5	13.6	3.1	9.4	-1.1
厚生年金1級	2009	1.2	2.3	1.1	n/a	
	2014	1.2	2.3	1.1		
	2019	2.1	1.4	-0.7		
厚生年金2級	2009	4.4	7.9	3.5		
	2014	4.2	6.6	2.4		
	2019	5.3	7.8	2.6		
厚生年金3級	2009	9.1	14.4	5.3		
	2014	8.6	12.6	3.9		
	2019	7.1	11.9	4.8		

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。厚生年金受給者における知的障害については該当サンプルが存在しない、あるいは存在しても1サンプルのため表示していない(以下同じ)。

注：復元倍率に基づき計算。生活保護受給不詳を除く。

4.2 障害種別の生活保護「非」併給率の推定及び SoL 法に基づく精神障害による費用の把握

なぜ精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率は相対的に高いのか。まず、厚生年金では、精神障害の受給者の場合、身体障害等の受給者に比べて、同じ障害等級でも、年金額の低い受給者が多い（百瀬・大津 2020）。この違いが保護率に影響を及ぼしている可能性がある。また、生活保護は世帯単位での給付であるため、他の世帯員との同居状況や他の世帯員の就労状況等の世帯属性が、生活保護併給に大きな影響を与えうる。これらの世帯属性の相違が、精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率の方が他の傷病に基づく障害年金受給者より高い理由として考えられる。たとえば、精神障害を伴う障害年金受給者の場合、他の傷病に基づく障害年金受給者と比べ、世帯規模の経済性が小さい単身世帯が多かったり、他の世帯員からの収入（扶養）が期待しにくかったりする可能性が考えられる。

そこでこれらの世帯属性を統御し、さらに受給している障害年金額を統御した上で、精神障害の有無が生活保護併給率に影響を与えているかどうかを確認する。また、前節で説明したように SoL 法を応用すれば、障害年金額と精神障害の有無の係数に基づき、生活保護を併給しないためには障害年金額を何%増額すれば、（他の障害種別と比較した場合の）精神障害に伴う追加費用（精神障害に伴う逸失稼得収入を含む）を賄えるか推計可能である。

表 3 障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果（限界効果）

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	-0.0161** (0.00777)	-0.00544 (0.600)	-0.0489** (2.97e-07)	-0.0474** (0.000946)	0.00126 (0.816)	0.00349 (0.726)	-0.0266** (5.90e-06)	-0.00646 (0.493)	-0.0673** (0)	-0.0388 (0.109)
知的障害	0.0229** (0.000402)	-0.0205* (0.0420)	-0.0176 (0.118)	-0.000813 (0.969)						
障害年金額 (ln)	0.00355 (0.879)	-0.0718** (0.00158)	0.00484 (0.932)	0.540+ (0.0795)	0.0434** (0.000164)	0.0552** (0.000264)	0.124** (1.76e-08)	0.0551+ (0.0539)	0.135** (1.02e-08)	0.325** (5.92e-10)
2014年調査	0.0117* (0.0333)	-0.00590 (0.508)	-0.00942 (0.199)	0.00921 (0.565)	0.00351 (0.353)	-0.00397 (0.471)	0.00809 (0.224)	0.00673 (0.597)	0.0176* (0.0235)	-0.00936 (0.726)
2019年調査	-0.00194 (0.756)	-0.00331 (0.712)	-0.0200** (0.00941)	-0.00944 (0.551)	-0.00541 (0.251)	-0.00884 (0.136)	-0.00431 (0.536)	-0.00178 (0.892)	0.0307** (5.94e-05)	-0.0112 (0.691)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注：** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$ 。括弧内は p 値を示す。表示されている変数以外に、世帯員数、性別、年齢、配偶状況、18歳未満の子の数、本人以外の就労者数をコントロールしている。基準カテゴリーは、精神・知的障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の（世帯員に）就労者なし、2009年調査である。

表 3 は生活保護「非」併給率を被説明変数として、障害年金額、精神・知的障害の有無、本人属性（性別、年齢、有配偶）、世帯属性（世帯員数、18歳以下の同居子数、本人以外の世帯員の就労者数）、調査年を説明変数とする Logit Model を、制度・障害等級ごと・65歳未満・以上別に推計した限界効果（生活保護「非」併給率

確率を各変数が何%上昇させるか)を示している³。全変数の係数と標準誤差等は附表2として本稿末に示した。また表4の生活保護「非」併給率への精神障害の限界効果は表3の精神障害の行の抜粋である。精神障害による追加費用は、障害年金額の係数(β)と精神障害の係数(γ)に基づき、 $-\gamma/\beta \times 100\%$ の値を求め、95%信頼区間の値も示した。「n.s.」は5%水準で統計的に有意でないこと(not significant)を示す。

表4：生活保護「非」併給への精神障害の影響と「非」併給に必要な年金額引上げ

			生活保護「非」併給率への精神障害の限界効果 (dydx)	「非」併給に必要な精神障害を伴う障害年金受給者の年金額引上げ水準 〔% (95%信頼区間)〕
国民年金	1級	65歳未満	-0.0161**	n.s.
		65歳以上	n.s.	
	2級	65歳未満	-0.0489**	
		65歳以上	-0.0474**	
厚生年金	1級	65歳未満	n.s.	19.7 (9.5 ~ 33.4)
		65歳以上		
	2級	65歳未満	-0.0266**	n.s.
		65歳以上	n.s.	
	3級	65歳未満	-0.0673**	49.8 (29.9 ~ 69.7)
		65歳以上	n.s.	

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注：** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。「n.s.」は5%水準で係数が統計的に有意でないことを示す

同じ障害年金額であっても、また本人・世帯属性を統御しても、精神障害である場合、精神・知的障害を除くその他の障害（以下、「身体障害等」と略す）である場合と比べ、生活保護「非」併給となる確率は、国民年金1級の65歳未満で2%、国民年金2級の65歳未満で5%、65歳以上でも5%、厚生年金の65歳未満で3%、同3級の65歳未満で7%低い。一方、国民年金1級の65歳以上、厚生年金1級、厚生年金2級の65歳以上、厚生年金3級の65歳以上では、精神障害である場合でも、身体障害等である場合と比較して生活保護「非」併給となる確率に統計的に有

³ 線形確率モデル（重回帰）により、表3と同じ被説明変数、説明変数、サブ・サンプルで推定しても、VIF（分散拡大要因）はすべて4未満であった。一般的な基準値10を下回ることから、いずれの推計においても、多重共線性が存在する可能性は低いと判断した。とくに障害基礎年金額は制度上、定額と子の加算の線形結合で構成されているため、これらを同時に説明変数として用いる場合には、構造的な多重共線性が生じる可能性が考えられるが、VIFで判断する限り、その可能性は確認できなかった。

意な差を見いだせなかった。

Morris et al. (2022) に倣い、 $-\gamma/\beta \times 100\%$ の値に基づくと、精神障害を伴う障害年金受給者が生活保護を併給しないためには、身体障害等である場合と比較して、厚生年金2級の65歳未満で20%（95%信頼区間では10~33%）すなわち月額で2万2千円相当、同3級の65歳未満で50%（95%信頼区間では30~70%）すなわち月額で2万7千円相当、障害年金額を引き上げる必要がある。国民年金1級・2級および厚生年金1級、そして65歳以上の厚生年金2級と同3級では、生活保護を併給しないため障害年金額を引き上げる必要があるかどうかは確認できなかった。

4.3 実態費用法に基づく精神障害による費用の把握

精神障害を伴う障害年金受給者は、別途、身体障害等を伴う障害年金受給者より高い治療・療養・介助費用に直面しているため、生活保護を併給する割合が高いのかもしれない。まずは、制度・障害等級間で、治療・療養・介助費用が平均的にどれほど相違しているかを定量的に把握するため、本人・世帯属性等を統御した上で、治療・療養・介助費用を被説明変数とする区間回帰モデル（被説明変数が階級値の場合に一般的に用いられるモデル）で推計した結果を表5に示した。

表5：障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果

	(制度・障害等級「間」比較)		
	国民年金・厚生年金		
	全年齢	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)
国民年金1級	0.312** (0.028)	0.410** (0.033)	0.073 (0.051)
厚生年金1級	0.856** (0.031)	1.036** (0.039)	0.543** (0.053)
厚生年金2級	0.332** (0.030)	0.385** (0.036)	0.227** (0.059)
厚生年金3級	0.024 (0.030)	0.052 (0.034)	0.215** (0.076)
2014年調査	-0.095** (0.027)	-0.111** (0.032)	-0.044 (0.049)
2019年調査	-0.110** (0.027)	-0.133** (0.032)	-0.034 (0.051)
定数項	8.325** (0.057)	8.407** (0.076)	8.373** (0.244)
N	39,031	28,738	10,293
χ^2	1843	1293	167.4
対数尤度	-7.350e+07	-5.320e+07	-2.030e+07

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注：** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$ 。生活保護併給・不詳者を除く。費用は食費を除く。括弧内はロバスト標準誤差を示す。不詳・生活保護併給者を除く。表示されている変数以外に、世帯員数、性別、年齢、配偶状況、18歳未満の子の数、本人以外の就労者数をコントロールしている。基準カテゴリーは、国民年金2級、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の（世帯員に）就労者なし、2009年調査である。

最も重要な変数として、制度・障害等級ダミーが説明変数となっており、これらのダミー変数の係数を100倍すると、基準となる制度・障害等級（国民年金2級あるいは厚生年金2級）より治療・療養・介助費用が何%多いかが分かる。表6はその値と95%信頼区間を示している。

表6：障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果

(制度・障害等級「間」比較)の95%信頼区間

			治療・療養・介助費用の差 〔% (95%信頼区間)〕
			国民年金・厚生年金 (基準：国民年金2級)
国民年金	1級	全体	31.2 (25.8 ~ 36.6)
		65歳未満	41.0 (34.5 ~ 47.4)
		65歳以上	n.s.
	2級	全体	<基準>
		65歳未満	
		65歳以上	
厚生年金	1級	全体	85.6 (79.5 ~ 91.7)
		65歳未満	103.6 (95.9 ~ 111.3)
		65歳以上	54.3 (44.0 ~ 64.5)
	2級	全体	33.2 (27.3 ~ 39.1)
		65歳未満	38.5 (31.5 ~ 45.5)
		65歳以上	22.7 (11.1 ~ 34.3)
	3級	全体	n.s.
		65歳未満	n.s.
		65歳以上	21.5 (6.6 ~ 36.4)

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注：「n.s.」は5%水準で係数が統計的に有意でないことを示す。

国民年金2級を基準とする推計式（表5の1～3式）に基づく、全年齢では、国民年金1級で31%（95%信頼区間は26～37%）、厚生年金1級で86%（同80～92%）、厚生年金2級で33%（同27～39%）治療・療養・介助費用が多くかかる。一方で、国民年金2級と厚生年金3級との間に統計的に有意な差は見いだせなかった。また65歳未満では国民年金1級で41%（95%信頼区間は35～47%）、厚生年金1級で104%（同96～111%）、厚生年金2級で39%（同32～46%）、治療・療養・介助費用が多くかかる。全年齢と同様、65歳未満でも国民年金2級と厚生年金3級に統計的に有意な差は見いだされなかった。さらに、65歳以上では国民年金2級を基準として、厚生年金1級で54%（95%信頼区間は44～65%）、厚生年金2級で23%（同11～34%）、厚生年金3級で22%（同7～36%）、治療・療養・介助費用が多くかかる。65歳以上では国民年金1級と国民年金2級に統計的に有意な差は見いだせなかった。

全年齢で見た場合、国民年金1級、厚生年金1級の受給者の治療・療養・介助費

用は、国民年金2級の受給者のそれを大きく上回ることが確認できた。また、厚生年金2級の受給者の治療・療養・介助費用も、国民年金2級を上回る。一方で、国民年金2級と厚生年金3級の治療・療養・介助費用には統計的に有意な差を確認できなかった。

つぎに、制度・障害等級ごとに、本人・世帯属性等を統御した上で精神障害の影響を区間回帰モデルにより推定した結果を表7に示した。

表7：障害年金受給者の治療・療養・介助費用の区間回帰モデル推計結果
(制度・障害等級「内」比較)

	国民年金1級		国民年金2級		厚生年金1級		厚生年金2級		厚生年金3級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	0.527** (0.069)	0.805** (0.085)	0.069 (0.064)	0.315** (0.107)	0.423** (0.099)	0.882** (0.113)	0.071 (0.056)	0.605** (0.109)	-0.197** (0.050)	0.320* (0.156)
知的障害	-0.131* (0.058)	-0.052 (0.112)	-0.338** (0.073)	-0.150 (0.139)						
2014年調査	-0.179** (0.057)	-0.029 (0.074)	-0.066 (0.053)	-0.030 (0.091)	-0.080 (0.066)	-0.029 (0.081)	-0.146* (0.064)	-0.208* (0.104)	-0.060 (0.058)	-0.204 (0.150)
2019年調査	-0.114* (0.058)	0.046 (0.077)	-0.132* (0.054)	-0.123 (0.094)	-0.031 (0.068)	-0.177* (0.078)	-0.248** (0.064)	-0.094 (0.106)	-0.092 (0.057)	-0.547** (0.160)
定数項	9.058** (0.126)	8.264** (0.361)	8.530** (0.143)	7.456** (0.488)	9.536** (0.225)	9.957** (0.433)	8.636** (0.205)	7.724** (0.539)	8.827** (0.170)	8.602** (0.685)
N	5,755	2,935	6,423	1,927	4,409	3,079	5,718	1,676	6,433	676
χ^2	203.9	128.2	164.5	45.06	301	96.49	59.90	78.19	56.56	51.37
対数尤度	-1.640e+07	-9.028e+06	-2.400e+07	-7.496e+06	-1.804e+06	-1.232e+06	-6.187e+06	-1.845e+06	-4.519e+06	-499307

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注：** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧内はロバスト標準誤差を示す。不詳・生活保護併給者を除く。表示されている変数以外に、世帯員数、性別、年齢、配偶状況、18歳未満の子の数、本人以外の就労者数をコントロールしている。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の（世帯員に）就労者なし、2009年調査である。

対応する障害年金受給額が統計的に有意でなかったため、SoL法を応用し生活保護を併給しないために必要な障害年金の引上げ水準を推計できなかったが、65歳未満の国民年金1級と65歳以上の国民年金2級で、精神障害がある場合、生活保護「非」併給率は各々2%、5%低いことを確認している（表4参照）。一方で、精神障害である場合、身体障害等と比較し、65歳未満の国民年金1級で53%、65歳以上の国民年金2級で32%、治療・療養・介助費用が高い。それゆえ、これらの支出の多さによって、65歳未満の国民年金1級と65歳以上の国民年金2級の生活保護併給率が高い可能性も示唆される。ただし、65歳未満の精神障害の受給者に限って言えば、国民年金2級、厚生年金2級では身体障害等と治療・療養・介助費用に有意な差がない上、厚生年金3級ではむしろ20%治療・療養・介助費用が低かった。

4.4 就労状況および年金額の就業率への影響の可能性

最後に精神障害に伴う障害年金受給者の年金額引上げが、就業率に与える影響について検討する。

まず百瀬・大津（2020）に倣い、最新の2019年調査を加えた3時点で、障害年金受給者を身体障害等、精神障害、知的障害の3つの障害カテゴリーに分け、就労状況のトレンドを確認する。

表8は65歳未満の障害年金受給者の就業率を3つの障害カテゴリーについて3時点、制度・障害等級ごとに比較している。まず3グループとも、障害者雇用の進展を背景として、制度・障害等級にかかわらず3時点間で就業率は上昇している。そして上昇幅は1級より2級、2級より3級と、障害の程度が相対的に軽いほど大きくなっている。

表8：65歳未満の障害年金受給者の就業率（制度・障害等級・障害種別、%）

		身体障害等			精神障害			知的障害		
		2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
国民年金	1級	29.7	32.9	35.2	7.7	10.2	16.0	27.8	31.3	31.8
	2級	33.8	41.3	48.2	19.5	25.7	35.4	62.4	64.9	74.3
厚生年金	1級	15.7	17.0	21.7	1.6	5.2	8.8	n.a.		
	2級	35.4	38.4	46.4	13.5	17.1	27.7			
	3級	56.2	62.2	70.2	24.9	38.1	53.5			

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注：復元倍率に基づく計算。「n.a.」は該当サンプルが存在しないことを示す。

また身体障害等と比較すると、知的障害については国民年金1級では2～3%ポイント就業率は低いが、同2級ではむしろ2019年時点で26%ポイント高い。一方、精神障害は、身体障害等と比較して、いずれの制度・障害等級でも就業率は低い。精神障害の厚生年金3級の就業率は2009年に25%、2019年は54%であり、29%ポイントも就業率が上昇したが、それでもまだ2019年の就業率は身体障害等と比較し17%ポイント低い。厚生年金3級以外については、身体障害等との差はそれほど3時点で縮まっておらず、精神障害の就業率は13～19%ポイント低い。

表9は就労している65歳未満の障害年金受給者の年間就労収入分布のトレンドを比較している。最も低い0～50万円に注目すると、身体障害等、精神障害、知的障害いずれのグループでも構成比は低下している。しかしそれでも2019年に0～50万円未満の比率は、身体障害等は21%であるのに対し、精神障害は54%、知的障害は64%となっている。次に低い50～100万円未満に着目しても、身体障害等は13%であるのに対し、精神障害は22%、知的障害は19%となっており、全般的に精神・知的障害に基づく障害年金受給者の就労収入は低い。

表 9：65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労収入分布（障害種別、％）

	身体障害等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
0～50万円未満	24.8	22.3	20.7	72.5	64.0	54.2	74.2	71.5	64.1
50～100万円未満	13.8	13.9	13.2	14.5	20.3	21.8	14.9	13.6	18.8
100～150万円未満	11.5	14.3	14.6	6.9	8.2	12.9	7.9	12.6	10.3
150～200万円未満	11.2	9.8	11.1	2.7	3.0	6.5	2.4	1.5	4.8
200～300万円未満	16.1	14.2	15.2	2.2	3.0	3.0	0.5	0.5	1.8
300～400万円未満	10.4	10.4	11.4	0.7	1.1	1.1	0.0	0.3	0.1
400～500万円未満	5.1	7.3	6.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0
500万円～	7.2	7.8	7.8	0.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注：復元倍率に基づく計算。

低い就労収入の背景として、常勤雇用の少なさ、労働時間の短さ、時間当たり賃金率の低さが挙げられる。

表 10：65 歳未満の就労している障害年金受給者の就労形態分布（障害種別、％）

	身体障害等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
常勤	40.0	45.5	45.3	5.1	6.7	8.5	6.3	7.7	7.5
臨時・パート等	21.9	21.1	25.4	24.9	30.0	32.8	18.9	15.6	18.5
福祉事業所等	8.6	11.8	13.3	23.1	32.0	35.8	43.5	48.2	48.6
作業所等	3.7	4.0	3.0	22.6	18.4	12.8	20.5	22.9	19.7
自営業主	12.9	8.0	6.1	3.0	3.1	3.7	0.7	0.1	0.1
家族従業者	4.4	3.0	2.0	6.0	4.4	1.8	1.0	1.0	1.4
その他	8.6	6.6	4.9	15.3	5.4	4.7	9.3	4.5	4.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注：復元倍率に基づく計算。2009 年の就労形態の 2 つのカテゴリ「福祉事業所等」と「作業所等」は、2014、2019 年とは調査票上の文言が異なるため厳密な比較はできない。2009 年の「福祉事業所等」は「授産施設・福祉工場」を指し、2014 年、2019 年は「障害福祉サービス事業所等」を指す。また、2009 年の「作業所等」は「小規模作業所等」を指し、2014 年、2019 年は「地域活動支援センター、小規模作業所」を指す。とはいえ、それ以外のカテゴリの調査票上の文言は 3 か年同一である。

表 10 は 65 歳未満の障害年金受給者の就労形態の分布を示している。障害者雇用の進展とともに常勤雇用の比率も上昇している。しかし 2019 年の常勤雇用の比率は身体障害等で 45% であるのに対し、精神障害者は 9% であり、知的障害の 8% と並ぶ低さとなっている。そして調査票上の就労形態カテゴリが、2009 年と 2014 年/2019 年との間で異なることに注意する必要がある（表注参照）が、精神障害で 2009 年から 2019 年までの間に急速に比重を増している就労形態が福祉事業所等であり、2019 年は 36% である。そして精神障害で次に多い就労形態が臨時・パート等で 33% を占める。知的障害も最も多い就労形態は福祉事業所等であり、2019 年

で49%となっている。

表 11：65 歳未満の就労している障害年金受給者の労働時間分布（障害種別、%）

	身体障害等			精神障害			知的障害		
	2009	2014	2019	2009	2014	2019	2009	2014	2019
0～10時間未満	21.7	20.6	22.1	36.2	34.7	34.2	21.7	23.5	23.9
10～20時間未満	11.3	11.4	12.4	23.6	24.7	21.4	14.1	17.8	18.0
20～30時間未満	14.4	14.9	14.5	24.3	22.4	23.7	32.6	33.1	33.5
30～40時間未満	27.8	27.3	28.7	11.8	13.7	14.8	25.7	21.6	19.0
40時間～	24.9	25.8	22.3	4.1	4.6	5.9	5.9	4.0	5.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

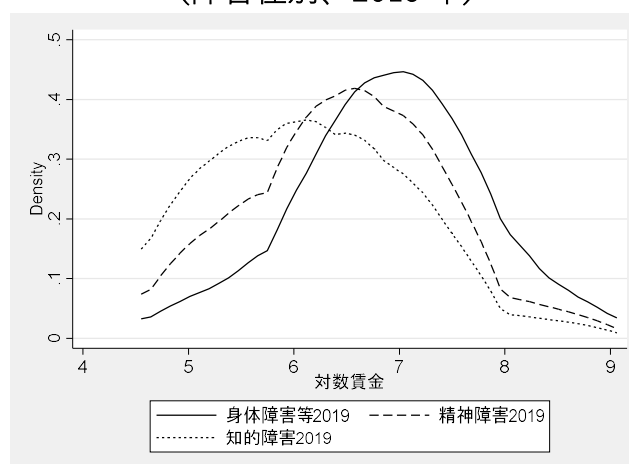
注：復元倍率に基づく計算。

表 11 は就労している 65 歳未満の障害年金受給者の労働時間の分布を示している。2019 年において身体障害等で最も多い週労働時間は 30～40 時間未満であり 29%、次に多い 40 時間以上も 22%となっている。もともと 40 時間以上は 2009 年時点では 25%であったので、やや低下傾向にある。一方、精神障害で最も多い週労働時間は 0～10 時間未満であり 2019 年で 34%となっており、10～20 時間未満を合わせると 56%となり、大半が 20 時間未満で就労している。とはいえ 30～40 時間未満は 2009 年の 12%から 2019 年には 15%、40 時間以上は 2009 年の 4%から 2019 年には 6%になるなど、30 時間以上の構成比率が上昇する傾向にある。知的障害については、20 時間未満で構成比率が上昇する傾向があり、2009 年に 36%であったのが 2019 年には 42%に上昇している。

身体障害等と比較し、精神障害で労働時間の短い（とりわけ 20 時間未満が多い）ことは、精神障害の受給者の就労収入の低さを説明すると考えられるが、常勤以外の就労形態（とりわけ福祉事業等）が多いことに示されるように、時間当たり賃金率自体が低いかもしれない。

このことを確認するため、就労収入および週労働時間の階級値の中央値（たとえば就労収入階級 50～100 万円未満であれば 75 万円、労働時間階級 10～20 時間未満であれば 15 時間）を用い、1 年の週数を $365 \div 7$ として時間当たり賃金率の分布を、3 つの障害カテゴリー別に 2019 年時点について示したのが図 2 である。時間当たり賃金率の分布は、身体障害等が最も高く、知的障害が最も低く、精神障害は中間にあることが分かる。他の 2 時点についても同様の分布となっていることを確認した。障害年金受給者だけでなく、雇用障害者全般の時間当たり賃金率の分布について確認した山田・荒木（2023）とも整合的な結果である。

図2：65歳未満で就労している障害年金受給者の時間当たり賃金率の分布
(障害種別、2019年)



出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注：カーネル密度推定。時間当たり賃金率はカテゴリー値である就労収入および週当たり労働時間の中央値に基づき、1年間の就労週数を $365 \div 7$ と仮定して算出。

以上のように身体障害等に基づく障害年金受給者と比較し、精神障害に基づく障害年金受給者の就労収入は低くなっているが、その背景として労働時間の短さ、常勤の会社員・公務員以外の就労形態の多さ、そもそもの時間当たり賃金率の低さがあることを確認した。すなわち、65歳未満の精神障害に基づく障害厚生年金受給者に存在する追加費用の一部は、労働時間・就労形態・賃金率等、労働市場での就労に関するさまざまな制約に由来する、逸失稼得収入である可能性を確認した。

それでは、この制約を保障するために、仮に精神障害に伴う追加費用を障害厚生年金増額により賄った場合、就労にどのような影響があるのだろうか。標準的な労働経済学の枠組に基づけば、非就労収入（たとえば障害厚生年金額）が増加すると、これ以上であれば就労するという賃金の下限額（留保賃金）は上昇するため、就労確率は低下すると考えられる。

それを確認するため、厚生年金の障害等級ごとに、障害年金額、精神障害の有無およびそれらの交差項を説明変数とし、被説明変数を就労・非就労として、Logit Modelで推定した結果を表12に示している。説明変数には世帯属性を統御するための変数や調査年ダミーも加えている。一方で、就業確率に影響を与える人的資本変数（教育水準等）は入手可能でないため含まれていない。この点は、結果解釈の際、留意すべきである。

表 12：65 歳未満の障害年金受給者の就業確率の Logit Model 推定結果（係数）

	厚生年金 1 級 (1)	厚生年金 2 級 (2)	厚生年金 3 級 (3)
精神障害	-30.705* (15.401)	24.507** (5.234)	17.559** (4.967)
障害年金額 (ln)	-1.630** (0.302)	1.078** (0.243)	0.503** (0.171)
精神障害×障害年金額 (ln)	2.049+ (1.074)	-1.812** (0.371)	-1.394** (0.372)
2014年調査	0.069 (0.109)	0.204** (0.078)	0.420** (0.065)
2019年調査	0.475** (0.107)	0.691** (0.077)	0.938** (0.067)
定数項	24.630** (4.274)	-13.208** (3.423)	-4.631* (2.272)
N	4,687	6,317	7,208
疑似決定係数	0.0737	0.0979	0.0980
対数尤度	-462899	-2.330e+06	-2.057e+06

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

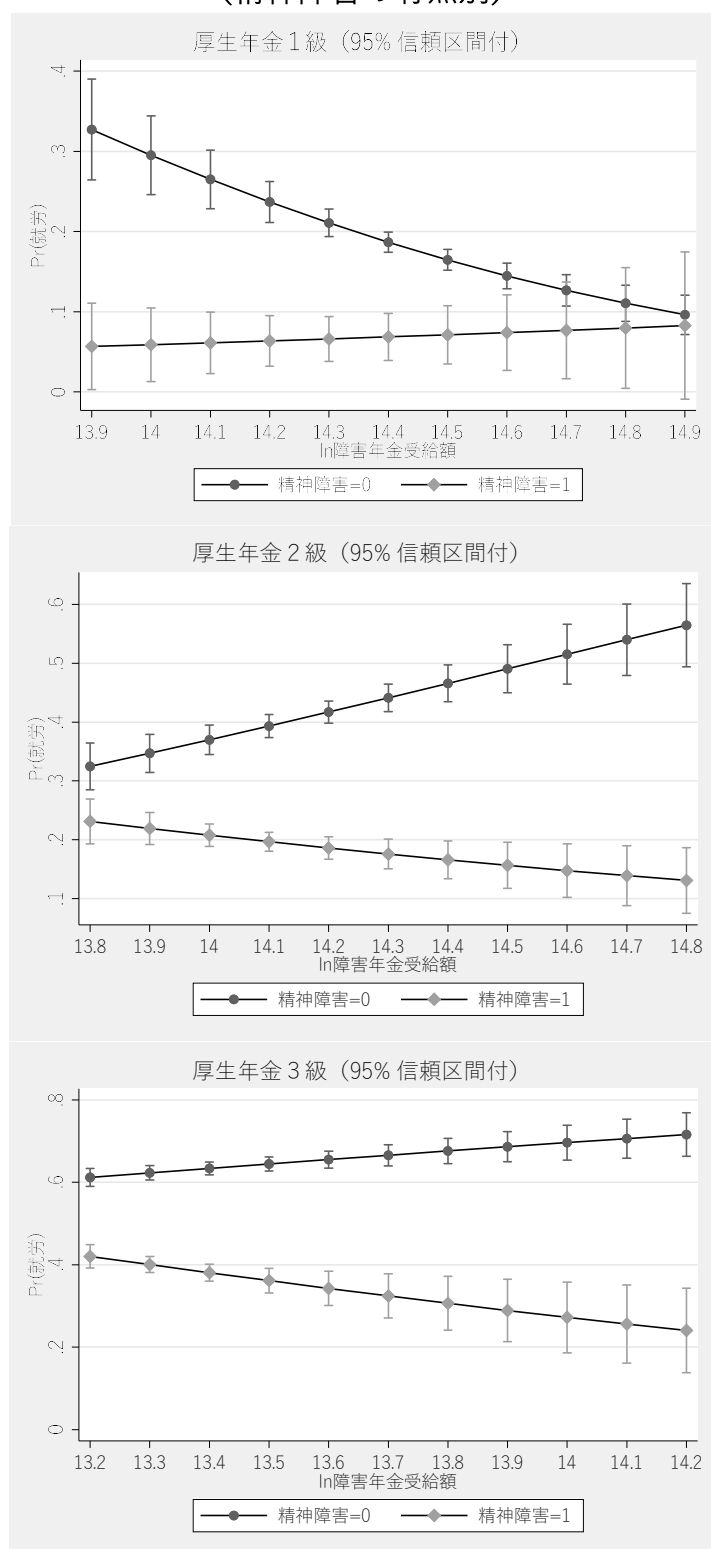
注：** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$ 。括弧内はロバスト標準誤差を示す。表示されている変数以外に、世帯員数、性別、年齢、配偶状況、18歳未満の子の数、本人以外の就労者数をコントロールしている。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の（世帯員に）就労者なし、2009年調査である。

障害年金額の係数の符号に着目すると、厚生年金 1 級で係数は有意で、負の値をとっており、標準的な労働経済学の枠組で想定される結果と整合的である。推計式に教育水準に関する変数を入れず、身体・精神・重度障害等を統御した、金子(2011)でも同様に障害基礎年金以外の年金額は 10%水準ではあるが負の値で有意であり、その結果とも整合的である。

しかし、厚生年金 2 級および 3 級では、係数はいずれも有意で、正の値をとっており、理論モデルの予測とは反対の結果である。また精神障害に基づく障害年金受給者であることは、精神障害であること自体（精神障害ダミー）の係数はいずれも有意であるが、厚生年金 1 級では負の値、2 級・3 級では正の値、さらに精神障害ダミーと障害年金額の交差項（精神障害×障害年金額 (ln)）は反対に、厚生年金 1 級で正の値（ただし係数としては 5%水準で有意でない）、2 級・3 級では負の値で有意であり、正負逆になっている。そのため、この表 12 から、精神障害を伴う障害厚生年金受給者の年金額の効果を直観的に把握するのは難しい。そこで交差項を含め、推定された係数を用いた障害年金額ごとの予測値を精神障害（精神障害ダミー=1）と身体障害等（精神障害ダミー=0）について各々プロットしたのが図 3 である。

図 3：65 歳未満の障害厚生年金受給者の年金額の就労確率への影響

(精神障害の有無別)



出典：表 12 に基づく予測値。

注：厚生年金 1 級の精神障害 (=1) については、精神障害ダミーと障害年金額の交差項 (表 11 における「精神障害×障害年金(ln)」) の係数が 10%水準でしか有意でないため、参考値である。

図3において厚生年金1級の推計式の精神障害と障害年金の交差項は5%水準で有意でないため（ただし10%水準では有意）、厚生年金1級の精神障害のプロットは参考値でしかない。したがって厚生年金1級では精神障害がない場合（精神障害ダミー=0）のみのプロットに注目すると、障害年金受給額と就業確率には負の関係があり、プロットされた曲線は右下がりになっていることが確認できる。厚生年金2級・3級では、精神障害がある場合（精神障害ダミー=1）は障害年金受給額が上昇すると就労確率が下がる負の関係、精神障害がない場合は障害年金受給額が上昇すると就労確率がむしろ上がる正の関係となっている。

精神障害がない場合、労働経済学の一般的な理論モデルが予測するのとは反対に、就業率と障害年金受給額との間に正の相関がある理由として、データ制約から人的資本に関する変数（教育水準、勤続年数等）が投入されていないことによる可能性を指摘できる。すなわち、障害年金受給前の人的資本賦存量が多く、賃金率が高く、結果的に障害厚生年金額も高かったとする。この場合、障害は伴っていても他の条件が一定であれば（とくに障害の程度が同じであれば）労働市場では相対的に高い賃金を提示される可能性が高い。その結果、相対的に高い賃金率による就労促進効果が、同じく相対的に高い障害厚生年金による留保賃金押上げ効果を上回った結果、就業率は高くなったという可能性である。つまり、障害厚生年金額は人的資本変数（賃金）の代理変数となっているため、就業確率との正の相関が観測されたという可能性である。

一方、精神障害に基づく障害年金受給者の場合、その障害特性から、労働市場で高い賃金率を提示される効果よりも、障害厚生年金受給額が高くなることにより留保賃金が高くなる効果の方が大きいため、就業率は低下する負の相関が観測された可能性を指摘できる。

それでは精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を身体障害等に基づく障害年金受給者の生活保護併給率と同じになるところまで障害厚生年金額を引き上げた場合、就業率をどれほど低下させるのか。表12で計測された係数に基づき予測すると、精神障害に基づく障害厚生年金受給者の年金平均額での就業率は、厚生年金2級で20%、同3級で39%であり、身体障害等に基づく障害厚生年金受給者の生活保護併給率と同じになるまで精神障害に基づく障害年金受給者の年金額、すなわち障害厚生年金額を2級で20%、3級で50%各々引き上げたとしても（表4参照）、対応する就業率は厚生年金2級で2%ポイント低く、同3級では8%ポイント低くなる。

5 おわりに

本稿では、3時点（2009年、2014年、2019年）の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当てた検討を行った。本稿の主な知見は以下5点に集約される。

- (1) （厚生年金1級を除く）65歳未満の精神障害に基づく障害年金受給者は、同じ障害年金額である場合、本人属性と世帯属性を統御しても、身体障害等の受給者である場合と比較して、生活保護「非」併給となる確率が2~7%程度

低くなることが確認できた。つまり、65歳未満の受給者では、精神障害の受給者であることが、生活保護を併給する確率を高めている。一方で、65歳以上の受給者では、国民年金2級以外の制度・障害等級において、生活保護「非」併給となる確率に統計的に有意な差を見いだせなかった。

- (2) 精神障害に基づく障害年金受給者が生活保護「非」併給になるために追加的に必要な障害年金額は、身体障害等である場合と比較して、65歳未満の厚生年金2級で20%（月額で2万2千円相当）、同3級で50%（月額で2万7千円相当）である。65歳以上やそれ以外の制度・障害等級では追加的に必要な障害年金額は確認できなかった。
- (3) 精神障害の受給者である場合、身体障害等の受給者と比較し、65歳以上の場合は、すべての制度・障害等級で、治療・療養・介助費用が高い傾向が見られた。一方で、65歳未満の場合は、障害等級1級の受給者において、そのような傾向が見られたが、障害等級2級の場合は、障害種別間で有意差が無く、障害等級3級の場合は、逆に精神障害の受給者の方が治療・療養・介助費用が低い傾向にあった。
- (4) 身体障害等の受給者と比較して、精神障害に基づく障害年金受給者の就労収入が低くなっていること、その背景として、労働時間の短さ、常勤以外の就労形態の多さ、そもそもの時間当たり賃金率の低さがあることを確認した。
- (5) 65歳未満の身体障害等の厚生年金2級・3級では、障害年金額と就業率との間に正の相関が観測される一方、精神障害では負の相関が観測された。身体障害等に基づく障害年金受給者と同水準の生活保護受給率となるまで精神障害に基づく障害年金受給者の年金額を引き上げた場合、65歳未満の精神障害に基づく厚生年金2級で2%ポイント、同3級では8%ポイント、就業率が低下すると予測される。

これらの知見は以下のように整理できる。

精神障害に基づく障害年金受給者は、身体障害等に基づく受給者に比べて、治療・療養・介助費用が特に高いとはいえない。したがって精神障害に基づく障害年金受給者の生活保護併給率の高さは、就労制約等による賃金率・就労所得の低さが主要因といえる。

一方で、仮に精神障害の受給者に対する障害厚生年金額を上げた場合、就業率を低下させる可能性がある。この点は障害年金受給額と就業率との間に正の相関が観察された身体障害の受給者とは大きく異なる⁴。精神障害の受給者の多くは有期認定であり、就労収入を得ている場合、更新時に等級引下げや支給停止となることがある。また、労働市場で提示される賃金率も低いことが多い。そのため、他の条件が一定であれば、障害厚生年金額引上げは、就労収入を得たことにより等級引下げや支給停止で失う給付額をより大きくさせることを意味し、就労へのディスインセンティブを高めると考えられる。

以上の整理を踏まえ、若干の政策含意を述べれば、精神障害に基づく受給者の貧

⁴ 百瀬・大津（2020）でも、身体障害の厚生年金2級・3級の受給者では、年金額が高い者ほど、就労収入も高くなる傾向が確認されている。

困リスクに対応するためには、第一に、精神障害に基づく有期認定の受給者について、更新時の就労収入や就労状況によって等級引下げや支給停止の可能性があることやその基準が受給者にとって明確ではないことが、就労抑制的に働いていないかを再検討することが求められる。

第二に、給付水準の在り方に関する検討と併せて、障害等級認定が精神障害の申請者の生活実態を適切に反映したものとなるよう、引き続き検討することが求められる⁵。現に、障害年金が支給されるか否か、また支給される場合であっても2級か3級かにより、受給者の貧困リスクは大きく異なる。

第三に、公的年金という社会保障制度側の対応にとどまらず、精神障害のある人々の雇用環境を改善し、賃金率・就労収入を上昇させるような労働政策側の対応も求められる。

参考文献

- 金子能宏 (2011) 「経済政策的観点からの検証」松井亮輔・岩田克彦編、『障害者の福祉的就労の現状と展望』中央法規。
- 百瀬優 (2014) 「なぜ障害年金の受給者は増加しているのか？」『早稲田商學』 439: 461-476。
- 百瀬優 (2022) 「障害年金受給者の動向と実態」『公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 令和3年度 総括・分担研究報告書』厚生労働行政推進調査事業費補助金 政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)。
- 百瀬優・大津唯 (2020) 「障害年金受給者の生活実態と就労状況」『社会政策』 12(2): 74-87。
- 山田篤裕・荒木宏子 (2023) 「精神障害者雇用の急速な進展と賃金構造の変化: Blinder-Oaxaca 分解に基づく検証」『医療経済研究』 34(2): 68-86。
- 山田篤裕・百瀬優・四方理人 (2015) 「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困の実態」『貧困研究』 15: 99-121。
- Cullinan, J., Gannon, B., and O’Shea, E. (2013) “The Welfare Implications of Disability for Older People in Ireland,” *European Journal of Health Economics*, 14:171–183. DOI 10.1007/s10198-011-0357-4
- Mitra, S., Palmer, M., Kim, H., Mont, D., and Groce, N. (2017) “Extra Costs of Living with a Disability: A Review and Agenda for Research,” *Disability and Health Journal*, 10(4): 475-484. DOI 10.1016/j.dhjo.2017.04.007
- Morris, Z. and Zaidi, A. (2020) “Estimating the Extra Costs of Disability in European

⁵ これに関連し、本稿の分析対象期間からは外れるものの、精神障害を理由とする障害年金の不支給件数が2024年度に大きく増加したことが、厚生労働省「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」において確認されている。不支給事案の一部について、点検の結果、支給へと変更されたことも報告されている。

Countries: Implications for Poverty Measurement and Disability-Related Decommodification,” *Journal of European Social Policy*, 30, 339-354. DOI 10.1177/0958928719891317

Morris, Z., McGarity, S., Goodman, N., and Zaidi, A. (2022) “The Extra Costs Associated with Living with a Disability in the United States,” *Journal of Disability Policy Studies*, 33(3), 158-167. DOI 10.1177/10442073211043521

Roy, A.D. (1951) “Some Thoughts on the Distribution of Earnings”, *Oxford Economic Papers*, 3(2): 135-146.

Zaidi, A., and Burchardt, T. (2005) “Comparing Incomes when Needs Differ: Equivalization for the Extra Costs of Disability in the UK”, *Review of Income and Wealth*, 51(1), 89-114. DOI 10.1111/j.1475-4991.2005.00146.x

【附表】

附表 1：記述統計量（表 3）

	国民年金 1 級		国民年金 2 級		厚生年金 1 級		厚生年金 2 級		厚生年金 3 級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
生活保護「非」併給	0.959 (0.199)	0.953 (0.212)	0.905 (0.293)	0.912 (0.284)	0.985 (0.121)	0.983 (0.131)	0.952 (0.214)	0.956 (0.206)	0.924 (0.265)	0.867 (0.340)
精神障害	0.161 (0.368)	0.147 (0.354)	0.461 (0.498)	0.224 (0.417)	0.0934 (0.291)	0.0550 (0.228)	0.484 (0.500)	0.242 (0.428)	0.448 (0.497)	0.225 (0.418)
知的障害	0.379 (0.485)	0.114 (0.318)	0.323 (0.468)	0.0963 (0.295)						
障害年金額 (ln)	13.80 (0.0662)	13.79 (0.146)	13.59 (0.0796)	13.57 (0.0142)	14.37 (0.209)	14.37 (0.248)	14.12 (0.198)	14.10 (0.242)	13.38 (0.189)	13.56 (0.267)
世帯員数 1 人	0.279 (0.448)	0.361 (0.480)	0.202 (0.402)	0.329 (0.470)	0.194 (0.396)	0.220 (0.415)	0.213 (0.409)	0.298 (0.458)	0.199 (0.399)	0.352 (0.478)
世帯員数 2 人	0.193 (0.394)	0.359 (0.480)	0.251 (0.434)	0.432 (0.495)	0.326 (0.469)	0.487 (0.500)	0.316 (0.465)	0.498 (0.500)	0.309 (0.462)	0.410 (0.492)
世帯員数 3 人	0.269 (0.443)	0.146 (0.353)	0.291 (0.454)	0.151 (0.358)	0.240 (0.427)	0.172 (0.378)	0.242 (0.429)	0.147 (0.354)	0.249 (0.432)	0.132 (0.339)
世帯員数 4 人	0.156 (0.363)	0.0519 (0.222)	0.161 (0.368)	0.0590 (0.236)	0.150 (0.357)	0.0614 (0.240)	0.135 (0.341)	0.0444 (0.206)	0.147 (0.354)	0.0535 (0.225)
世帯員数 5 人	0.0615 (0.240)	0.0366 (0.188)	0.0562 (0.230)	0.0291 (0.168)	0.0556 (0.229)	0.0313 (0.174)	0.0595 (0.237)	0.0130 (0.113)	0.0627 (0.243)	0.0319 (0.176)
世帯員数 6 人以上	0.0422 (0.201)	0.0459 (0.209)	0.0383 (0.192)		0.0344 (0.182)	0.0274 (0.163)	0.0341 (0.181)		0.0340 (0.181)	0.0216 (0.146)
女性	0.454 (0.498)	0.593 (0.491)	0.486 (0.500)	0.548 (0.498)	0.395 (0.489)	0.416 (0.493)	0.438 (0.496)	0.452 (0.498)	0.438 (0.496)	0.560 (0.497)
年齢	44.28 (12.84)	73.90 (6.986)	43.95 (12.10)	72.25 (6.233)	54.20 (8.398)	71.28 (5.608)	51.89 (8.993)	71.12 (5.850)	51.08 (9.080)	72.97 (7.224)
有配偶	0.172 (0.378)	0.407 (0.491)	0.209 (0.407)	0.491 (0.500)	0.509 (0.500)	0.652 (0.476)	0.419 (0.493)	0.543 (0.498)	0.443 (0.497)	0.430 (0.495)
18歳未満子なし	0.942 (0.234)	0.962 (0.191)	0.928 (0.258)	0.975 (0.156)	0.900 (0.300)	0.982 (0.134)	0.878 (0.328)	0.995 (0.0687)	0.846 (0.361)	0.964 (0.187)
18歳未満子 1 人	0.0325 (0.177)	0.0162 (0.126)	0.0418 (0.200)	0.0186 (0.135)	0.0591 (0.236)	0.0182 (0.134)	0.0669 (0.250)		0.0863 (0.281)	0.0171 (0.130)
18歳未満子 2 人	0.0186 (0.135)	0.0174 (0.131)	0.0215 (0.145)	0.00636 (0.0795)	0.0406 (0.197)		0.0408 (0.198)	0.00473 (0.0687)	0.0537 (0.225)	0.0193 (0.138)
18歳未満子 3 人以上	0.00717 (0.0844)	0.00450 (0.0669)	0.00862 (0.0925)				0.0146 (0.120)		0.0137 (0.116)	
本人以外の就労者 0 人	0.541 (0.498)	0.674 (0.469)	0.490 (0.500)	0.669 (0.471)	0.509 (0.500)	0.634 (0.482)	0.523 (0.500)	0.705 (0.456)	0.498 (0.500)	0.679 (0.467)
本人以外の就労者 1 人	0.280 (0.449)	0.212 (0.409)	0.316 (0.465)	0.256 (0.437)	0.346 (0.476)	0.270 (0.444)	0.345 (0.475)	0.281 (0.450)	0.360 (0.480)	0.233 (0.423)
本人以外の就労者 2 人	0.136 (0.343)	0.0888 (0.285)	0.145 (0.352)	0.0749 (0.263)	0.111 (0.314)	0.0769 (0.267)	0.105 (0.307)		0.110 (0.313)	0.0876 (0.283)
本人以外の就労者 3 人	0.0430 (0.203)	0.0249 (0.156)	0.0501 (0.218)		0.0344 (0.182)	0.0192 (0.137)	0.0270 (0.162)	0.0142 (0.118)	0.0319 (0.176)	
2009年調査	0.377 (0.485)	0.356 (0.479)	0.373 (0.484)	0.359 (0.480)	0.296 (0.456)	0.221 (0.415)	0.270 (0.444)	0.240 (0.427)	0.267 (0.443)	0.267 (0.443)
2014年調査	0.320 (0.467)	0.331 (0.471)	0.331 (0.470)	0.330 (0.470)	0.356 (0.479)	0.384 (0.486)	0.361 (0.480)	0.384 (0.487)	0.367 (0.482)	0.383 (0.486)
2019年調査	0.303 (0.460)	0.313 (0.464)	0.297 (0.457)	0.311 (0.463)	0.349 (0.477)	0.395 (0.489)	0.369 (0.483)	0.376 (0.485)	0.366 (0.482)	0.349 (0.477)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。

注：平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳除く。

附表 2：障害年金受給者の生活保護「非」併給率の Logit Model 推定結果

	国民年金1級		国民年金2級		厚生年金1級		厚生年金2級		厚生年金3級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
精神障害	-0.426** (0.159)	-0.124 (0.237)	-0.646** (0.126)	-0.637** (0.192)	0.099 (0.427)	0.215 (0.615)	-0.652** (0.143)	-0.178 (0.259)	-1.148** (0.114)	-0.406 (0.254)
知的障害	0.608** (0.170)	-0.469* (0.229)	-0.232 (0.148)	-0.011 (0.277)						
障害年金額 (ln)	0.094 (0.620)	-1.643** (0.503)	0.064 (0.750)	7.260+ (4.142)	3.421** (0.799)	3.407** (0.800)	3.043** (0.527)	1.517* (0.769)	2.305** (0.400)	3.390** (0.582)
世帯員数 2 人	0.155 (0.176)	0.302 (0.281)	0.732** (0.107)	0.714** (0.261)	0.273 (0.365)	1.885** (0.713)	1.014** (0.168)	1.430** (0.549)	1.252** (0.126)	0.847* (0.363)
世帯員数 3 人	1.274** (0.223)	0.700 (0.428)	1.826** (0.140)	1.772** (0.635)	1.324* (0.601)	0.877 (0.799)	2.049** (0.245)	1.465* (0.643)	2.552** (0.241)	1.505+ (0.799)
世帯員数 4 人	0.987** (0.341)	0.721 (0.590)	1.976** (0.248)	0.643 (0.714)	3.223** (0.978)	0.557 (0.806)	2.732** (0.520)	3.007* (1.379)	3.442** (0.469)	1.999+ (1.045)
世帯員数 5 人	0.304 (0.487)	1.577 (1.196)	2.090** (0.360)	0.628 (0.727)	1.367 (1.154)	-0.144 (1.026)	3.053** (0.844)	0.924 (0.776)	3.365** (0.539)	0.925 (1.804)
世帯員数 6 人以上	1.943* (0.962)	0.718 (0.940)	1.875** (0.499)		1.648 (1.014)	0.592 (1.346)	3.217** (1.230)		3.993** (0.747)	-0.389 (1.784)
女性	0.099 (0.130)	0.007 (0.167)	-0.189* (0.087)	0.194 (0.162)	-0.173 (0.268)	0.804* (0.365)	0.001 (0.141)	-0.186 (0.299)	-0.099 (0.103)	0.563* (0.242)
年齢	-0.013* (0.006)	0.020 (0.013)	0.002 (0.004)	0.053** (0.015)	-0.027 (0.018)	0.024 (0.032)	-0.007 (0.007)	0.038+ (0.022)	-0.034** (0.007)	0.007 (0.017)
有配偶	0.298 (0.240)	0.509+ (0.289)	0.072 (0.175)	0.800** (0.300)	0.105 (0.461)	-0.771 (0.665)	-0.009 (0.265)	0.658 (0.560)	-0.344+ (0.188)	0.010 (0.419)
18歳未満子 1 人	-1.372** (0.343)	-1.030 (0.772)	-1.571** (0.262)	-0.557 (1.013)	-2.015** (0.656)	-1.767** (0.630)	-2.042** (0.372)		-1.326** (0.272)	-2.265* (1.046)
18歳未満子 2 人	-0.069 (0.798)	-1.704* (0.751)	-1.322** (0.455)	-1.552+ (0.834)	-1.052 (1.090)		-2.419** (0.783)	-2.162+ (1.113)	-2.435** (0.442)	-0.543 (1.944)
18歳未満子 3 人以上	-1.065 (0.956)	-2.882** (0.963)	-2.205** (0.488)				-3.400** (0.969)		-2.427** (0.669)	
本人以外の就労者 1 人	1.089** (0.243)	1.098** (0.399)	1.361** (0.164)	1.310** (0.379)	0.822+ (0.485)	0.989+ (0.552)	1.204** (0.273)	0.595 (0.467)	1.118** (0.188)	2.086** (0.795)
本人以外の就労者 2 人	0.880* (0.423)	0.961 (0.611)	1.835** (0.333)	1.526+ (0.866)	-0.690 (0.845)	1.223 (0.774)	0.296 (0.459)		1.033* (0.443)	3.162+ (1.616)
本人以外の就労者 3 人	0.719 (0.668)	1.331 (1.209)	1.574** (0.513)		-0.216 (1.195)	0.931 (1.386)	1.141 (1.094)	-1.684 (1.156)	1.455 (0.983)	
2014年調査	0.333* (0.159)	-0.135 (0.204)	-0.131 (0.102)	0.130 (0.226)	0.341 (0.363)	-0.295 (0.423)	0.212 (0.172)	0.193 (0.356)	0.277* (0.122)	-0.099 (0.283)
2019年調査	-0.047 (0.150)	-0.078 (0.211)	-0.266** (0.102)	-0.123 (0.207)	-0.376 (0.330)	-0.572 (0.412)	-0.100 (0.163)	-0.046 (0.344)	0.517** (0.128)	-0.118 (0.296)
定数項	1.523 (8.574)	23.791** (7.065)	0.703 (10.184)	-100.802+ (56.591)	-43.787** (11.700)	-47.024** (12.211)	-40.089** (7.400)	-21.717+ (11.168)	-27.365** (5.280)	-45.276** (7.828)
N	6,557	3,333	7,771	2,202	4,655	3,289	6,372	1,690	7,299	879
疑似決定係数	0.102	0.0686	0.184	0.165	0.111	0.105	0.180	0.159	0.229	0.219
対数尤度	-1.779e+06	-1.087e+06	-5.031e+06	-1.356e+06	-66796	-56934	-649087	-155094	-683952	-124396

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら推計。

注：** p<0.01, * p<0.05, + p<0.1。括弧外の数値は係数、括弧内はロバスト標準誤差を示す。不詳・生活保護併給者を除く。表示されている変数以外に、世帯員数、性別、年齢、配偶状況、18歳未満の子の数、本人以外の就労者数をコントロールしている。基準カテゴリーは、精神障害以外の障害者、単身世帯、男性、無配偶、18歳未満子なし、本人以外の（世帯員に）就労者なし、2009年調査である。

附表 3：記述統計量（表 5）

	国民年金・厚生年金		
	全年齢	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)
治療・療養・介助費用 (ln)	6.951 (4.538)	6.673 (4.604)	7.727 (4.254)
国民年金 1 級	0.223 (0.416)	0.200 (0.400)	0.285 (0.452)
国民年金 2 級	0.214 (0.410)	0.224 (0.417)	0.187 (0.390)
厚生年金 1 級	0.192 (0.394)	0.153 (0.360)	0.299 (0.458)
厚生年金 2 級	0.189 (0.392)	0.199 (0.399)	0.163 (0.369)
厚生年金 3 級	0.182 (0.386)	0.224 (0.417)	0.0657 (0.248)
2009年調査	0.310 (0.463)	0.316 (0.465)	0.296 (0.456)
2014年調査	0.351 (0.477)	0.348 (0.476)	0.358 (0.479)
2019年調査	0.339 (0.473)	0.336 (0.472)	0.347 (0.476)
N	39,031	28,738	10,293

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。
 注：平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳・生活保護併給者を除く。

附表4：記述統計量（表7）

	国民年金1級		国民年金2級		厚生年金1級		厚生年金2級		厚生年金3級	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
治療・療養・介助費用 (ln)	6.717 (4.610)	7.396 (4.415)	5.901 (4.685)	7.330 (4.314)	8.202 (4.144)	8.267 (4.063)	6.889 (4.525)	7.710 (4.230)	6.163 (4.616)	7.877 (4.021)
精神障害	0.159 (0.365)	0.149 (0.356)	0.460 (0.498)	0.199 (0.399)	0.0923 (0.289)	0.0565 (0.231)	0.472 (0.499)	0.226 (0.418)	0.424 (0.494)	0.203 (0.402)
知的障害	0.387 (0.487)	0.111 (0.314)	0.317 (0.465)	0.0929 (0.290)						
2009年調査	0.375 (0.484)	0.358 (0.480)	0.375 (0.484)	0.364 (0.481)	0.292 (0.455)	0.223 (0.417)	0.269 (0.443)	0.252 (0.434)	0.262 (0.440)	0.269 (0.444)
2014年調査	0.321 (0.467)	0.330 (0.470)	0.335 (0.472)	0.332 (0.471)	0.360 (0.480)	0.382 (0.486)	0.364 (0.481)	0.378 (0.485)	0.363 (0.481)	0.391 (0.488)
2019年調査	0.304 (0.460)	0.311 (0.463)	0.291 (0.454)	0.304 (0.460)	0.347 (0.476)	0.395 (0.489)	0.367 (0.482)	0.371 (0.483)	0.375 (0.484)	0.340 (0.474)
N	5,755	2,935	6,423	1,927	4,409	3,079	5,718	1,676	6,433	676

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。
注：平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。不詳・生活保護併給者を除く。

附表5：記述統計量（表12）

	厚生年金1級	厚生年金2級	厚生年金3級
	(1)	(2)	(3)
就労率	0.159 (0.366)	0.289 (0.454)	0.515 (0.500)
精神障害 (=1)	0.0930 (0.290)	0.484 (0.500)	0.446 (0.497)
障害年金額 (ln)	14.38 (0.210)	14.12 (0.198)	13.38 (0.189)
精神障害×障害年金額 (ln)	1.328 (4.148)	6.799 (7.022)	5.946 (6.625)
2009年調査	0.296 (0.457)	0.267 (0.442)	0.265 (0.441)
2014年調査	0.354 (0.478)	0.361 (0.480)	0.365 (0.481)
2019年調査	0.350 (0.477)	0.372 (0.483)	0.370 (0.483)
N	4,687	6,317	7,208

出典：厚生労働省「障害年金受給者実態調査」個票に基づく筆者ら計算。
注：平均値の下の括弧内は標準偏差を表す。65歳未満。不詳を除く。